

(年号) 令和8年 月 日

中部運輸局 愛知運輸支局長 殿
指定都道府県等の長 殿

名 称 北斗台町内会
住 所 岡崎市細川町窪地 77-201
代表者の氏名 総代 佐藤 又二

自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第79条の2の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名
北斗台町内会
岡崎市細川町窪地 77-201
総代 佐藤又二

2. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

3. 路線又は運送の区域

(1) 路線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1				
2				
3				
4				
5				

(2) 運送の区域

区 域	備 考
北斗台団地内	別添 地図参照

4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
北斗台会館	岡崎市細川町窪地 77-201

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の 名称	保有 区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計	
北 斗 台 会 館	保有						
	持込		※	1	※	1	※
	合計			1		1	

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

北斗台町内会住民、その親族及び訪問者

7. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(●必要に応じ関係資料を添付のこと)

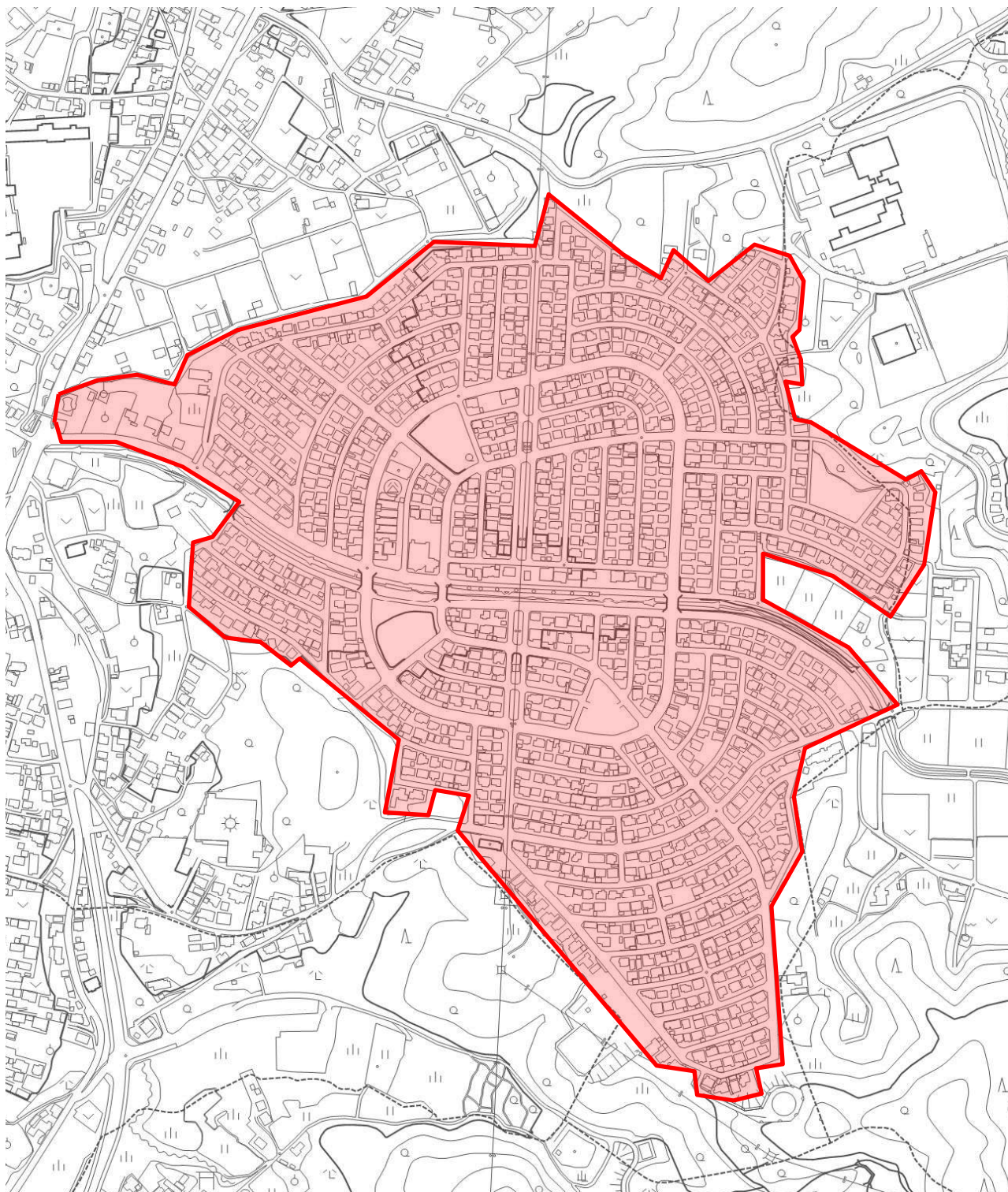
1 乗車 50 円

8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

運送区域図



1. 北斗台町内会規約

制定 昭和51年4月1日
最新改定 令和7年4月1日

(名称)

第1条 細川町北斗台に在住する全戸を構成員として、北斗台町内会を組織する。

(町内会の目的)

第2条 会員相互の親睦を深めると共に、相互扶助に心がけ、北斗台の環境改善をはかり、住みよい町づくりを図る事を目的とする。

(入会退会)

第3条 町内に在住する世帯は、入居の時に本会入会意思を確認後入会し、町内から退去の時に届けにより自動的に退会する。

(総会)

第4条 本会の最高決議機関は総会とする。総会の議長は会員から選出する。

第5条 総会開催は委任状を含め構成員の3分の2以上の賛同者を必要とし総会の議決は、総会出席者の過半数の同意を得なければならない。可否同数のときは、議長が決定する。

第6条 定期総会は毎年1回総代がこれを招集する。

第7条 臨時総会は総代が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上からの開催の請求があったとき総代がこれを召集する。

(区、組の設置)

第8条 本会には地域的連帯を深めると共に、会務の遂行を円滑にするため、組を置き、また組からなる区を置く。細部は「北斗台町内会区割り、組割り規則」に定める。

(役員)

第9条 本会には次の役員を置き、任期は1年（会計年度）とし、定期総会にて後任と交代する。但し、組長以外の役員は組長を兼務しないものとし、同一役員または役員変更を含めて、再選を妨げないものとするが、三役については一名以上の留任を原則とし、会計長は任期1年とする。
やむを得ず三役の留任がない場合は、退任した総代が、新年度の三役会に出席し、助言を行う。三役とは、総代、副総代、会計長をいう。

総代	1名	会計監査	2名
副総代	若干名	区長	1名（区当り）
会計長	1名	女性部長	1名
		組長	1名（組当り）

※相談役は退任した総代、副総代、会計長から選出する。

※会計監査は退任した総代、副総代、会計長から選出する。

第10条 役員の任務は次の通りとする。

総代：本会の会務を総括すると共に本会を代表して行為を行う。

副総代：総代を補佐すると共に総代の了解の下に総代を代行する。

会計長：本会の会計を行う。

会計監査：本会の会計監査を行う。

区長：区内に於ける会務の遂行と意見の集約と代弁を行う

女性部長：町内会女性部の業務を統括すると共に、女性部を代表して行為を行う。

組長：組内に於ける会務の遂行と意見の集約と代弁を行う。

第11条 役員の選任の方法は次の通りとする。

組 長 : 組毎に組員の中から選出する。

但し、着任年度で同居家族全員が85歳以上となるお宅は組長免除とする。

また、民生委員・保護司・交通指導員・消防団員など行政機関から委嘱を受けている人は本人の申し入れのない限り組長以上の役員を兼務しない。

女性部長 : 町内会役員女性の中から互選、推薦、または立候補がある場合、新役員候補の過半数の賛成により選出する。

区 長 : 区毎に、町内在住2年以上の方から互選または推薦する。

会計監査 : 三役経験者から選出する。

会計長 : 区長候補の中から互選、推薦、または立候補がある場合、新区長候補の過半数の賛成により選出する。

副総代 : 区長候補の中から互選、推薦、または立候補がある場合、新区長候補の過半数の賛成により選出する。

総 代 : 区長候補の中から互選、推薦、または立候補がある場合、新区長候補の過半数の賛成により選出する。

但し、三役、女性部長については組長以外から評議会により推薦できる。

又、同一組内では三名以上（三役・区長・組長）を選出しない。

（三役会）

第12条 三役会は三役にて構成する。

第13条 三役会は会務の遂行を図るため、総代が適宜開催する。

第14条 次の総会議案については三役会で審議する。

1. 本会の規約の制定または改正議案
2. 本会の規則の制定または改正議案
3. 本会の予算審議

（評議会）

第15条 評議会は総代、副総代、会計長、女性部長及び区長で構成する。

第16条 評議会は会務の円滑な進行を図るため、月1回開催する。

定期の他に総代は必要に応じて適宜開催することができる。

第17条 町内会の運営は評議会で執行する。

（会務遂行）

第18条 本会の会務遂行を円滑にするために、別に北斗台町内会会務運営規則を定める。

（経 理）

第19条 本会の運営に要する経費は、町内会費、会館負担金、会館使用料、町内会諸施設準備金、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

第20条 本会の予算、決算は毎年定期総会において提案または報告し、承認を得る。

経理の細部については別に北斗台町内会会務運営規則を定める。

第 2 1 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までを基本とする。
但し、年度末の総会開催に向けた準備日数確保のため、会計長の提案、
評議会の承認で決算締切日を前出し可能とする。なお、決算締切り日以降の入出
金は翌年度の決算に確実に計上する。

(会計監査)

第 2 2 条 本会の経理の公正を期するため、会計監査をおく。

第 2 3 条 会計監査は経理内容を監査し、定期総会に監査結果報告書を提出しな
ければならない。

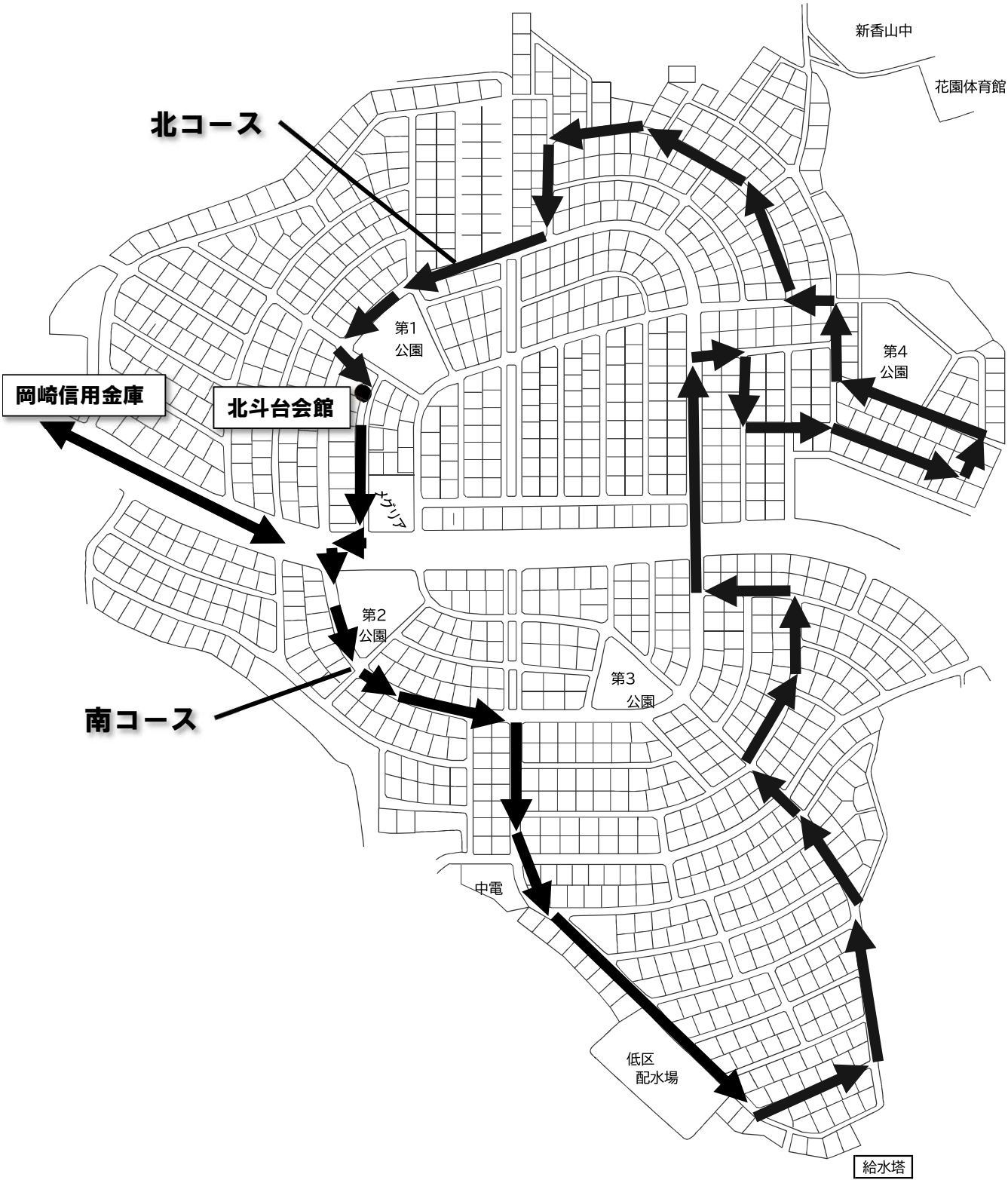
(係争処理)

第 2 4 条 係争解決のため、評議会の決議により代理人をおくことができる。

(規約の改廃)

第 2 5 条 本規約の改廃は、総会出席者の過半数の同意を得なければならない。

路線図



中部運輸局愛知運輸支局長 殿
指定都道府県の長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第 79 条の 4 第 1 項第 1 号から第 4 号までの
いずれにも該当しないことを宣誓致します。

(年号) 令和 8 年 月 日

名	称	北斗台町内会
住	所	岡崎市細川町窪地 77-201
代表者の氏名	総代	佐藤又二

(年号) 令和 8 年 月 日

中部運輸局 愛知運輸支局長 殿
指定都道府県等の長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送
2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村
(名 称) 岡崎市地域公共交通会議
(対象市町村) 岡崎市
3. 地域公共交通会議等にて調った年月日
2026年8月5日
4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名
北斗台町内会
岡崎市細川町窪地 77-201
総代 佐藤又二
5. 調った協議の内容
 - (1) 路線又は運送の区域
北斗台団地内
 - (2) 旅客から収受する対価 (対価の内容を添付すること)
1 乗車 50 円
 - (3) 運送しようとする旅客の範囲
北斗台団地の住民、その親族及び訪問者
6. その他特記事項

(年号) 2026年8月5日

(地域公共交通会議等の名称) 岡崎市地域公共交通会議
会長 松本 幸正

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（ 北斗台町内会 ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1			普通	一種
2			普通	一種
3			普通	一種
4			普通	一種
5			普通	一種
6			普通	一種
7			普通	一種
8			大型	二種
9			中型	一種
10			中型	一種
11			中型	一種
12			中型	一種
13			中型	一種
14			大型	一種
15			中型	一種
16			中型	一種
17			中型	一種
18			中型	一種
19			中型	一種
20			中型	一種

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び１種・２種）を記載すること。

※ 第２種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第５１条の１６第１項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（ 北斗台町内会 ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第 51 条の 18 に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

（年号）令和 8 年 月 日

住 所
氏 名



※ 乗車定員 11 以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 51 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体（申請者名）	北斗台町内会
-------------	--------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ 北斗台会館 ）

1. 運行管理・整備管理の体制

（ア）運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	資格の種類	委託	協力
1					
2					
3					

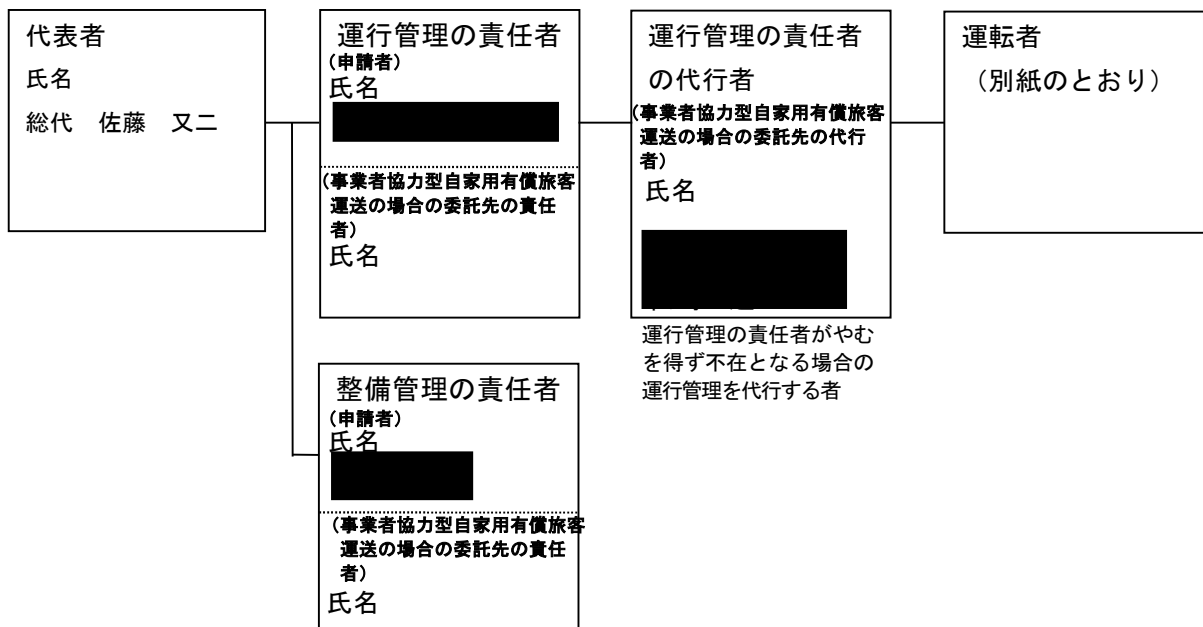
- 乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 5 1 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法 23 条第 1 項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

（イ）整備管理の責任者の就任予定名簿

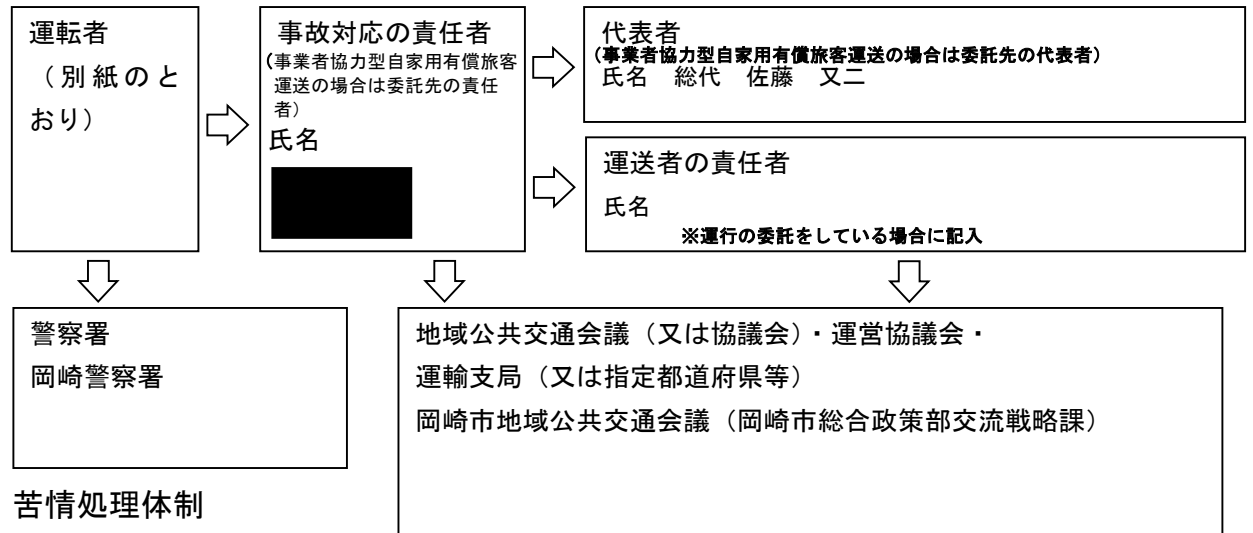
No	氏 名	住 所	協力
1			
2			
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

（ウ）運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



（契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する）

様式第 8 号

中部運輸局愛知運輸支局長 殿
指定都道府県の長 殿

宣 誓 書

道路運送法第 7 9 条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

記

保険（共済）の種類	補償金額
対人保険（共済）	（ 無制限 ・万円）
対物保険（共済）	（ 無制限 ・万円）

（年号）令和 8 年 月 日

名 称 北斗台町内会
住 所 岡崎市細川町窪地 77-201
代表者の氏名 総代 佐藤 又二